

別表第 1（第 47 条関係）

親族	日数
配偶者	7 日
父母	
子	5 日
祖父母	3 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7 日）
子の配偶者又は配偶者の子	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日

備考 日数は、休暇の承認が与えられた日から計算する。

別表第 2（第 47 条関係）

在 職 期 間	日 数
2 月に達するまでの期間	1 日
2 月を超え 4 月に達するまでの期間	2 日
4 月を超え 6 月に達するまでの期間	3 日
6 月を超え 8 月に達するまでの期間	4 日
8 月を超え 10 月に達するまでの期間	5 日
10 月を超え 1 年に達するまでの期間	6 日